

## マイセキュア利用規約【現改比較表】 2023年6月1日現在

～2023年5月31日

2023年6月1日～

第1章 第1条～第2条（略）

（本規約の変更）

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上

([https://www.nttr.co.jp/corporate\\_profile/agreement.html](https://www.nttr.co.jp/corporate_profile/agreement.html))への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

第1章 第1条～第2条（略）

（本規約の変更）

第3条 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWebサイト上

(<https://www.nttr.co.jp/corporate/agreement.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法、個別に通知する方法又はその他当社が適当であると判断する方法により説明します。

第1章 第4条～第4章（略）

第1章 第4条～第4章（略）

～2023年5月31日	2023年6月1日～
<p>第5章 損害賠償等 (責任の制限)</p> <p>第21条 当社はマイセキュアを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのマイセキュアが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下、同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社はマイセキュアが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのマイセキュアに係る料金表第1表第1利用料金額の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3 当社はマイセキュアを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき理由によるときは、そのマイセキュアに係る料金表第1表第1使用料金額の年額相当を上限として賠償します。</p> <p>4 当社の故意又は重過失によりマイセキュアを提供しなかったときは、前3項の規定は適用しないものとします。</p>	<p>第5章 損害賠償等 (責任の制限)</p> <p>第21条 当社はマイセキュアを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのマイセキュアが全く利用できない状態（全く利用できない状態と同程度の場合を含みます。以下、同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害を賠償します。</p> <p>2 前項の場合において、当社はマイセキュアが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのマイセキュアに係る料金表第1表第1利用料金額の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p> <p>3 当社はマイセキュアを利用したことにより契約者に損害が生じた場合、それが当社の責めに帰すべき理由によるときは、そのマイセキュアに係る料金表第1表第1使用料金額の年額相当を上限として賠償します。</p> <p>4 当社が本サービスに係る契約に関連して、当社の故意又は重過失により契約者に損害を与えた場合においては、前3項の規定は適用しないものとします。</p>
<p>(免責)</p> <p>第22条 当社は前条の場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、マイセキュアの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。</p> <p>2 当社は前条の場合を除き、マイセキュアの利用により生じる結果について、契約者に対し、マイセキュアの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争又はその他の原因を問わず、責任も負担しないものとします。</p> <p>3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備（契約者が設置する端末設備をいいます。以下同じとします。）等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p> <p>4 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>	<p>(免責)</p> <p>第22条 契約者は、マイセキュアの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。</p> <p>2 マイセキュアの利用により生じる結果について、契約者に対し、マイセキュアの利用に必要な契約者の端末設備やネットワーク回線等の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争等、当社の責めに帰すべき事由がない場合、責任を負担しないものとします。</p> <p>3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備（契約者が設置する端末設備をいいます。以下同じとします。）等の改造又は変更（以下、この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。</p> <p>4 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。</p>
第6章～別紙（略）	第6章～別紙（略）

～2023年5月31日	2023年6月1日～
	附 則（令和5年5月24日 レパN第009600000488-01号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和5年6月1日から実施します。